

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。
 - イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。
- ② 無形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 8年～50年
 - 工作物 10年～30年
 - 物品 2年～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上します。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—%
連結実質赤字比率	—%
実質公債費比率	8.5%
将来負担比率	20.6%

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

917,952千円

(6) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成30年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	556,138千円	(215,150千円)
土地	556,138千円	(215,150千円)

平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(215,150千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

(7) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

40,634,793千円

(8) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	22,960,766千円
元利償還金・純元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,266,491千円
将来負担額	64,551,985千円
充当可能基金額	6,963,908千円
特定財源見込額	12,887,810千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	40,634,793千円

(9) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

588,331千円

(10) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(11) 基礎的財政収支

1,464,970千円

(12) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 2,148,860千円

投資活動収入の国県等補助金収入	96,028千円
投資活動収入のその他の収入	181千円
未収債権額の増減	▲48,780千円
出資金の増減	▲103千円
減価償却費	▲1,674,948千円
賞与等引当金の増減	▲14,976千円
退職手当引当金の増減	▲227,705千円
徴収不能引当金の増減	▲28,246千円
資産除売却損益	▲28,794千円
その他の資産・負債の増減額	160,520千円

純資産変動計算書の本年度差額 382,037千円

(13) 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	9,000,000千円
一時借入金に係る利子額	175千円

(14) 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

309,128千円